



エール

福祉事業所・雇用状況等合同説明会

7月16日(火)に横手市の23の関係機関が一同に介して保護者や職員を対象とした合同説明会を行いました。第一部で横手市役所、横手公共職業安定所、ネット横手障害者就業・生活支援センターの3者から手続きのことやサービス利用について、実際の雇用の実態について話がありました。第二部では、個別に各事業所へ話を聞きに行く時間を設けました。参加した保護者の皆様が、各ブースで自分のお子さんの今後の事についての相談を真剣に行っている姿がたくさん見られました。



横手市は、秋田県内でも福祉サービス事業所が充実している地域になります。しかし、5年後、10年後はどうなっているのでしょうか。「ニーズ」に合ったサービスが提供されているのでしょうか。

「ニーズ」は、黙っていても伝わりません。相手に伝えることで初めて相手が分かり「ニーズ」として受け入れてくれます。今回の合同説明会でどれだけ伝えることができたでしょうか？

これだけの関係機関が集まり情報交換できる機会はこの会だけだと思います。是非、この機会を今後も有効に活用してもらえんことを願っています。

秋田県特別支援学校職業教育フェスティバル

7月12日(金)に秋田県特別支援学校職業教育フェスティバルが秋田にぎわい交流館A.Uで開催されました。

本校高等部からは、技能競技大会の喫茶サービス部門に2名、ビルクリーニング部門に2名、パソコンデータ入力部門に1名、計5名が参加しました。大勢のギャラリーがあり、緊張感がある中での競技でしたが、日頃の練習の成果を発揮することができ、一人一人の成長を感じることでできる大会となりました。

作業学習実践交流会では、企業連携型作業学習など、本校の特色ある活動について発表したり、他校の作業班と意見交換をしたりして交流をすることができました。



喫茶サービス



パソコンデータ入力



作業学習の実践発表

障害者手帳について

「障害者手帳」には、「療育手帳」「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3種類の手帳があります。現在は、障害の種別を明記しない「障害者手帳」という形で発行されることもあります。手帳の種類や障害の程度によって受けられるサービスが違う場合がありますが、取得後に手続きすればいろいろな福祉制度が利用できるようになります。

手続きは、各市町村の福祉事務所、福祉担当課、各支所になります。

分からないときは、電話でのお問い合わせでも、直接予約なしで行ってもかまいません。

手帳を取得することで、障害者雇用枠での就職が出来ます。企業が就職に対して理解してくれたり、障害に合わせて仕事面や環境面、条件などを配慮してくれたりするので、より安心できる環境の中で無理せずに働き続けることができます。



＜在学中に利用できる福祉サービスについて＞

放課後や休日、長期休業中（夏休み、冬休み、春休み）などに利用できる福祉サービスがあります。ご家庭の都合に合わせて利用してみたい場合は、

※ 以下のサービスは、一部抜粋したものです。詳しくは、横手市役所、湯沢市役所など、お住まいの地域の福祉課等にお問い合わせください。



介護給付	短期入所 (ショートステイ)	・ 自宅での介護が難しいときに、短期間、夜間を含め施設に入所し生活ができます。 (阿桜園、大和更生園、やまばと園、かざぐるま、柏の郷、愛光園、プリエ十文字、すこやか館合、皆瀬更生園、松風)
	居宅介護 (ホームヘルプ)	・ 家にヘルパーさんが来て、入浴、食事、排せつ等の介護、調理、洗濯等の生活全般についての支援を行います。 (横手市社会福祉協議会、ニチイケアセンターますだ、ぱあとなあ、アースサポート横手、サンワーク六郷 など)
	行動援護	・ 外出時、移動中における危険回避等の支援を行います。 (サンワーク六郷、ぱあとなあ など)
	重度障害者等 包括支援	・ 常に介護が必要な人で、特にニーズが高い人に対し、複数の居宅サービスを包括的にを行います。(ぱあとなあ など)
障がい児通所支援	放課後等 デイサービス	・ 授業の終了後、又は学校が休みの日や長期休業日等に、生活能力向上のための訓練や交流促進等の療育を行います。 (阿桜園、阿桜園「ほっとハウス※」(※重症心身障害児(者)の方)、イオ平和、プリエ十文字、かざぐるまなど)
	児童発達支援	・ 障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。(モモの家、阿桜園、プリエ十文字など)
地域生活支援事業	日中一時支援事業 (障がい児者デイサービス事業)	・ 見守りが必要な障がいのある方や児童に、日中や放課後生活に活動して過ごす場を提供します。 (阿桜園、大和更生園、康寿館、ひまわり社、太陽の園、そら、プリエ十文字、ぱあとなあ、やまばと園、ひだまり、サンワーク六郷 など)
	移動支援事業	・ 屋外での移動が困難な障がいのある方に外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。 (横手市社会福祉協議会、ニチイケアセンターますだ、サンワーク六郷、ケアステーションひだまりの郷 など)

「介護給付」：障害のある方の自立支援を目的に提供されるサービス

「障害児通所支援」：自宅から施設に通ってサービスを受けるタイプの事業

「地域生活支援事業」：市や県が地域の実情に応じて障害のある方の地域生活を支援する事業

＜サービス利用の流れ＞

- ① 相談支援事業所にサービスを利用したい旨の相談をします。
- ② 各市町村の福祉事務所又は福祉担当課に申請して、受給書証を取得。※1※2
- ③ 利用したい福祉事業所と連絡を取り、利用日、時間の調整をします。※3

※1 利用にあたっては、療育手帳、身体障がい者手帳が必要です。

※2 受給者証の取得には1か月から3か月ほどかかる場合がありますので、利用したい時期に合わせて早めに申請してください。

※3 利用希望日に利用できない場合もあります。